

# 『建設現場悩み相談窓口』の設置について

これまで、三者会議・設計変更審査会・ワンデーレスポンス及びH21.5からは土木工事書類作成マニュアル相談窓口を設置し、建設現場で請負者が抱える様々な疑問・問題をスムーズに解決するために取り組んできました。

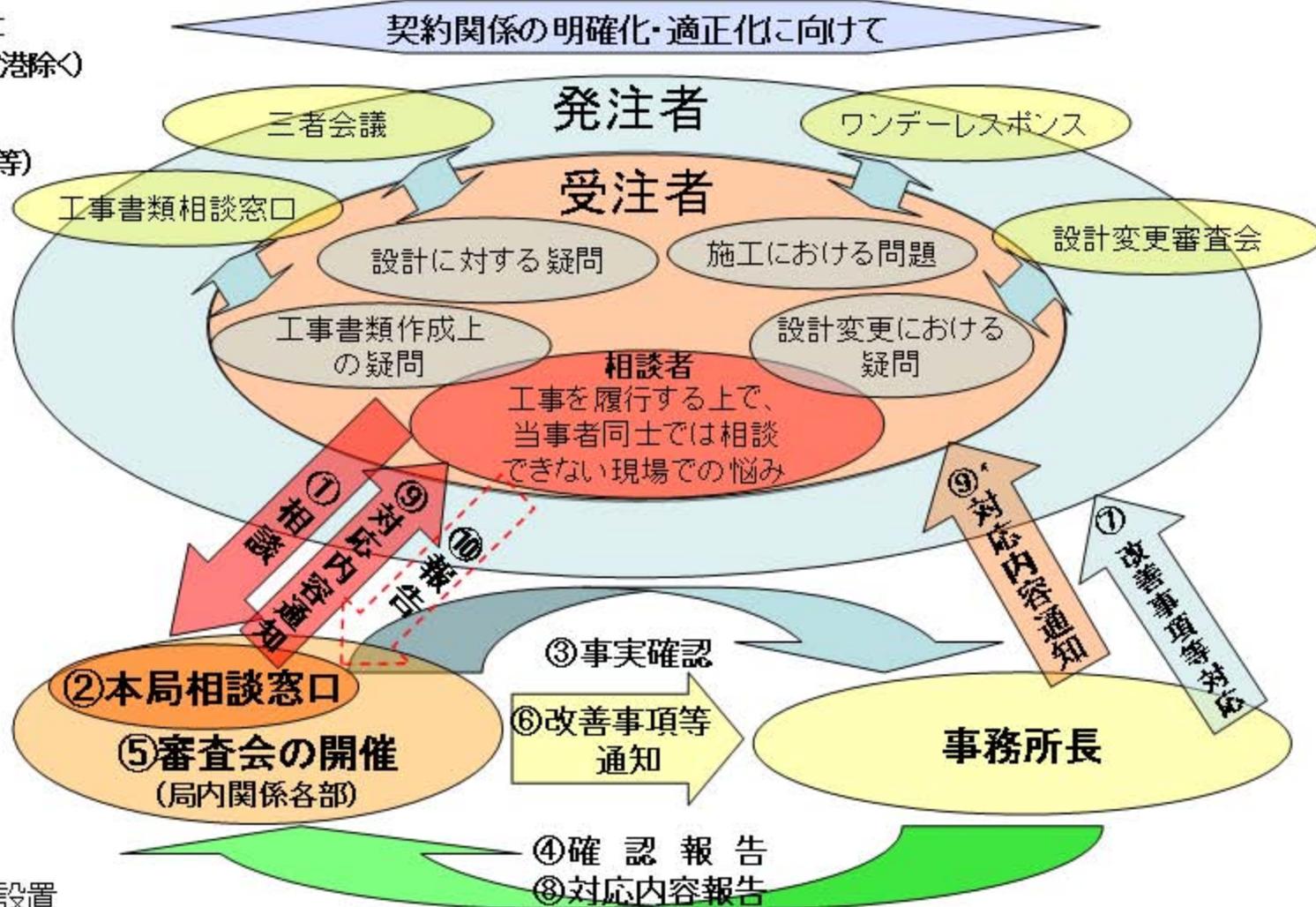
今回、工事を履行する上で、『**請負契約当事者同士では相談できないような現場の悩み**』の相談に応じる『**建設現場悩み相談窓口**』を新たに本局に設置することとしました。

対 象: 請負契約期間中の工事  
関東地整発注工事(港湾空港除く)

相 談 者: 請負契約者  
(現場代理人、営業担当者等)

受付時期: 請負契約期間中

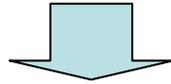
相談方法: 本局相談窓口へ  
メール、郵送、FAX  
持ち込み(口頭では、  
受け付けない)



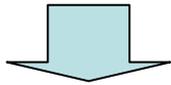
※本局相談窓口:  
企画部 技術管理課に設置

# 『建設現場悩み相談』様式

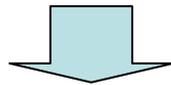
工事を履行する上での現場で抱える悩み、  
疑問、問題が発生



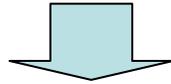
請負契約期間中の工事で、監督員、発注  
担当事務所へ相談できない



建設現場悩み相談様式に必要事項を記載  
(相談内容に適正に対応するため、相談者情報・相談  
内容を詳細に記載する。なお、会社名以外の相談者情  
報は、相談窓口のみで取り扱う)



FAX、メール、郵送、窓口へ持参  
(齟齬がないようにする)



『建設現場悩み相談窓口』で受付。  
相談者へ受付番号を連絡。

## 建設現場悩み相談様式

(建設現場悩み相談様式について)

1. 工事を履行する上で、請負契約当事者同士では相談できないような現場の悩み(相談)について、下記様式に記載して下さい。
2. 受付完了後、相談窓口から受け付けたことをお知らせするため、受付番号を連絡します。
3. 工事完了後、現場での悩み(相談)が解決されたかどうかについて報告をお願いします。  
(報告様式は、任意の様式で受付番号を記載のうえ、相談窓口まで送付願います。)

(記載内容の取り扱いについて)

1. 本相談をされたことにより、当局から会社及び個人に対し、不利益となる取り扱いをすることは、一切ありません。
2. 記載されました個人情報につきましては、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」にのっとり、本件の処理のためにのみ使用することとし、厳正に取り扱います。
3. なお、会社名以外の相談者情報は、当局の内部においても、本件相談窓口以外に伝わることはありません。

	記 載 年 月 日	平成 年 月 日
相談者情報	会 社 名	
	現場(会社)での役職	
	氏 名	
	連絡先(電話)及び E-mail又はFAX	TEL: FAX: E-mail:
工事情報	工 事 件 名	
	工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	発 注 事 務 所	

相談内容

工事を履行していく上で、監督員や担当事務所に相談できない  
建設現場での悩み(相談)について具体的に記入して下さい。

(誰が、いつ、どこで、誰に、何を、どのような、など)